

令和8年9月16日

各排出事業者様

(一財) 広島県環境保全公社
(事業課)

出島処分場受入施設における車両誘導方法の変更について

平素から出島処分場をご利用いただき誠にありがとうございます。

この度、作業員の安全衛生を考慮し、受入施設における荷降ろしの誘導方法を下記のとおりに変更することとしました。

ついては、今後は変更後の荷降ろし方法で実施していただくとともに、収集運搬を委託される場合にあっては、同事業者への周知をお願い致します。

記

1 現在の荷降ろし方法

荷降ろしをする際に、当社作業員がバック誘導により荷下ろし場所を指示

2 変更後の荷降ろし方法

荷降ろしをする際に、機械設備（誘導線の照射など）により荷降ろし場所を指示※（作業員によるバック誘導を廃止）

※変更後の荷降ろし方法の詳細は別紙のとおり。

3 変更予定時期

令和8年9月下旬変更予定

【車両誘導方法の変更点】

1 荷下ろし場所の指示

荷降ろし場所は、2本の側線（緑色レーザー光）を照射して指示しますので、側線の間をバックして荷降ろしして下さい。



2 走行、停止の指示

受入施設内の車両走行は、信号灯（パトライト）で指示しますので、周囲に十分注意して徐行での移動をお願いします。

なお、停止の指示や緊急の場合には、警笛を鳴らして知らせます。

		搬入車両	ホイールローダー	
赤		×	×	全車両走行禁止、緊急停止
黄		○	○	搬入車両は注意して走行して下さい（前進のみ） ※ホイールローダーが掻き寄せ、積み出しの作業を並行して行います
緑		◎	×	搬入車両のみ走行可能（バック、前進） ホイールローダーは荷降ろし場での作業禁止
消灯		×	◎	搬入車両は走行禁止 ホイールローダーは作業可能